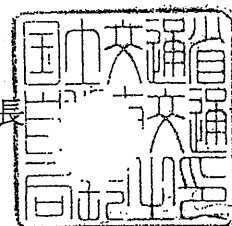


国自技第93号の4
平成17年8月1日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別紙の通り各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会におかれましても、傘下会員に対し周知方お願いします。

国自技第93号
平成17年8月1日

各地方運輸局長
沖繩総合事務局長

〕 殿

自動車交通局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

軌陸車等の鉄道保線用車両の車両総重量超過の問題に関しては、「軌陸車等の鉄道保線用車両の車両総重量超過の再発防止について」（平成17年7月15日国自技第81号の6）にて再発防止策を通知しているところであるが、今般、新規（予備）検査の際の架装状況等の仕様確認の具体的な手続きを定めるため、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第866号）別添自動車検査業務等実施要領を別紙のとおり改正し、平成17年9月1日より実施することとしたので了知されたい。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）
の一部を改正する通達新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号
改正平成17年8月1日付け国自技第93号

新	旧
<p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1（検査の予約）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3-2（申請書の受理）</p> <p>3-2-1</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3-2-2</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3-2-3</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3-2-4 検査の申請を受理する際には、次の書面を確認し、当該書面を検査法人 に対し提示するよう指示するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 「<u>自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和35年9月6日付け自車第 452号）4-1で定める特種用途自動車のうち、同通達4-1-1の自動車（保線作業車 に限る。）及び4-1-2の自動車（軌道兼用車に限る。）にあつては、新規検査及び予 備検査に限り、使用者が架装業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の 用に供する際の架装状態を示す書面</u></p> <p>3-2-5</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1（検査の予約）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3-2（申請書の受理）</p> <p>3-2-1</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3-2-2</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3-2-3</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3-2-4 検査の申請を受理する際には、次の書面を確認し、当該書面を検査法人 に対し提示するよう指示するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>3-2-5</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>